



第1回 沼南近隣センター整備検討会

令和7年10月4日



1 沼南近隣センター整備検討会について



沼南近隣センター整備検討会設置要領

- 趣旨
沼南近隣センター整備にあたって、地域住民等からの意見を聴取しつつ検討を進めるために、沼南近隣センター整備検討会（以下「検討会」という。）を設置する。この要領は、検討会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 協議事項
検討会は、次に掲げる事項を協議する。
 - 新たな施設整備に係る構想案の検討
 - その他必要と認める事項
- 構成員
構成員は、別表1に掲げる団体を代表する者をもって充てる。
- 座長
 - 検討会には、会を代表し会務を総理する座長1名を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
 - 座長が検討会に出席できない場合は、あらかじめ座長が指名する構成員が、その職務を代理することができる。
- 招集
検討会は、市長が構成員の参集を求めて随時開催する。
- 事務局
検討会の事務局は、柏市民生活部市民活動支援課に置く。
- 補則
この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

予定スケジュール

時期	議題内容
①10/4	【市説明】 ・他KCの規模・機能、公共施設等総合管理計画、旧沼南近隣センターについて、整備候補地、整備スケジュール案 【協議事項】 ・整備候補地⇒ 整備候補地の決定
②12月	【市説明】 ・旧沼南近隣センターの利用実態・使われ方、導入機能のイメージ、想定規模 【協議事項】 ・導入機能・規模
③ R8.4月	【市説明】 ②を踏まえた基本構想案の提示 【協議事項】 基本構想案への意見
ワークショップ	
④ R9.3月	ワークショップ後のまとめ

